

旧町村役場の簿冊作成に関する基礎的研究

―鳥取県中部の事例を中心に―

清水 太郎

はじめに

前稿では、昭和の大合併以前の県東部の旧町村役場における文書の作成、管理等が、他の都道府県同様、県や郡の強い影響下にあったことを明らかにした。一部の例外はあるものの、県東部に限って言えば、各町村役場の文書管理規程は、県や郡が示した雛形をほぼそのまま踏襲して作成し、保存年限は無期、二〇年、一〇年、五年の四種類を設定していたことが明らかになった。これは県下の町村役場に一般的な傾向だったのであろうか。

一方、上記の規程に基づきつつ、各町村役場はどのような簿冊をどのくらい作成し、保存、管理していたのである

うな簿冊をどのくらい作成し、保存年限をどのように設定していたのかを明らかにしたい。昭和の大合併以前の旧町村役場の簿冊の作成、管理の実態については、先行研究も少なく、わかっていないことが多い。

ところで、平成一五年度から当館が実施した「市町村公文書保存支援事業」では、当時の三九市町村役場の全てを訪問し、各役場が保存してきた昭和の大合併以前の旧町村役場資料の残存状況についても調査を行った。残念なことには県中部の各市町村役場の資料の残存率は県の東、西部と比べて極めて悪く、一部の役場を除いて、昭和三〇年以前の簿冊は余り残されていないことが明かとなった。このような事情もあり、本稿が扱う『簿冊目録』も数度にわたる資料調査により収集できた三町村分だけである。昭和二七年現在、県中部として認識されていた町村の数は、七町三十四村であったことを考えると本稿で分析できた資料はまさに僅かである。今後、新たな資料の発見により、より詳細な状況が明らかにされることを期待する。

I 赤碓町役場の場合

I-1 赤碓町の概要と資料収集の経緯

うか。

旧町村役場は、明治から昭和の合併直前まで、県や郡役所の令達等に基づき、各自『簿冊目録』を作成していたはずであるが、県中部の旧町村役場の『簿冊目録』を一瞥すると、保存年限の点で、東部の旧町村役場のものと異なることがわかる。そもそも、各役場は、無期保存と認識した簿冊をどれほど所有していたのであろうか。無期保存の簿冊内容はどこも同じような傾向を見せるのであろうか。同じような傾向を示すとすれば、それはどのような理由に拠るのであろうか。本稿では確認できた県中部の旧町村役場作成の『簿冊目録』を利用して、以上のような点を中心に、昭和の大合併以前の県中部の各町村役場が具体的にどのよ

赤碓は、古来より近世に至るまで赤碓と記し、明治三年に赤崎宿と改称した。明治七年一二月には鳥取県第一大区の会所が設けられ、八橋郡の行政の中心地となり、郡役所も設置されていた。明治二年の町村制の施行後、赤碓村と改称。その後、明治二九年の郡制の施行以降、東伯郡に所属することとなった。明治三年の町制施行に併せて、赤碓を赤碓と改めている。昭和二九年、成美村、安田村、以西村を合併し、引き続き赤碓町と称したが、平成一六年九月、東隣の東伯町と合併し、琴浦町となった。

次に資料収集の経緯であるが、本稿で利用した『簿冊目録』は、マイクロフィルムから起こしたものを利用した。撮影が行われたのは平成五年で、当館が県の欠落公文書の収集のため、当時の赤碓町役場を調査した際、収集したものである。当館でのマイクロ撮影の後、『簿冊目録』は赤碓町役場に返却された。その後、平成一五年度に当館が行った役場調査及び平成一六年の合併直前に赤碓町から文書の選別依頼があった際には、この『簿冊目録』の所在は確認できなかった。

I-2 簿冊目録の特徴

比較的細かい表題と冊数が記載され始めるのは、明治二

(表-1) 県が示した簿冊表題例と町村役場で作成された簿冊の適合率(赤碕村、赤碕町)

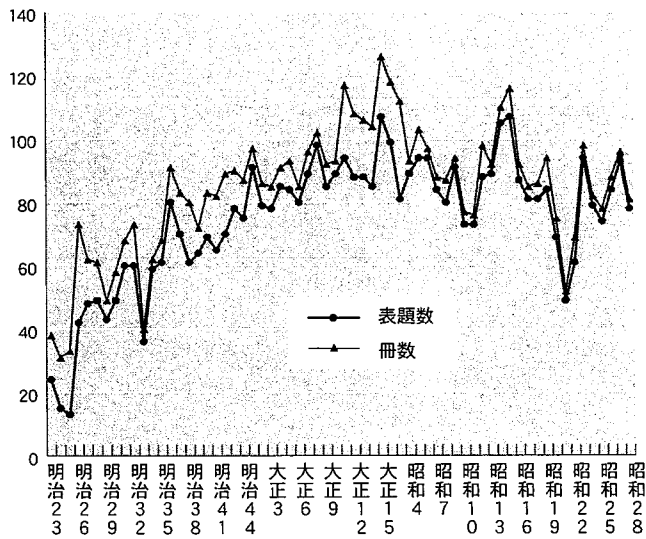
「町村役場二備フル簿冊 ノ種類真数様式」 (明治26年)	M26	M27	M28	M29	M30	M31	M32	M33	M34	鳥取県訓令第五十八号 (明治35年9月11日)					鳥取県訓令第四十五号 (明治41年7月21日)						
										M35	M36	M37	M38	M39	M40	M41	M42	M43	M44	M45	
戸籍関係簿																					
兵事関係簿																					
学事関係簿																					
衛生関係簿																					
勤業関係簿																					
土木関係簿																					
地理関係簿																					
庶務関係簿																					
国税関係簿																					
地方税関係簿																					
町(村)税関係簿																					
会計関係簿																					
官報綴																					
鳥取県令綴																					
鳥取県告示綴																					
鳥取県訓令綴																					
郡役所令達綴																					
受文書件名簿																					
宛文書件名簿																					
吏員勤務簿																					
当直日誌																					
町村条例関係簿																					
衆議院議員選挙関係簿																					
県会議員選挙関係簿																					
町(村)会議員選挙関係簿																					
町(村)会関係簿																					
訴訟関係簿																					
社寺関係簿																					
社寺明細簿																					
諸報告関係簿																					
秘密文書綴																					
事務引継関係簿																					
有位帯熟者名簿																					
町(村)吏員及学校職員名簿																					
町(村)会及区会議員名簿																					
消防夫名簿																					
納税代人名簿																					
受災貧人名簿																					
受救助人名簿																					
受身代限処分人名簿																					
受刑人名簿																					
命令簿																					
文書日誌																					
適合率(%)	0.18	46.5	46.5	41.8	46.5	44.1	41.8	39.5	39.5	48.7	71.7	71.7	66.6	69.2	69.2	62.5	57.5	67.5	60.0	60.0	

表1は、県や郡の準則及び訓令が示したそれぞれの簿冊表題例に則して、実際に赤碕町役場が作成した簿冊を示したものである。上述のように、各町村役場が備置すべき簿冊表題が示されるのは、明治二六年度以降であるので、表1で扱う年度も明治二六年度以降とする。

明治二六年度は、四三種類の簿冊表題例に対して、わずかに八種しか適合しないが(適合率・約一九%)、翌年度になると二〇種と急増する(適合率・約四七%)。明治二六年度頃に各町村役場で作成された「町村役場簿冊種類数様式準則」には、「戸籍関係簿」から「文書目録」までの四三種を示しているが、「戸籍関係簿」から「当直日誌」までの二二種は適合率が極めて高く、明治二七年から同三四年までの間、この二二種に対する適合率は平均約七七・三%の高率を示す。その一方で、「町村条例関係簿」以降の二二種の適合率は、極めて低く(平均約一三%)、明治三四年までのこの傾向が続く。

明治三五年九月に「町村役場簿冊種類数様式準則」は、県の訓令により改正され、ここでは、各役場が備置すべき簿冊として三九種類の簿冊表題例が示された。明治三五年度はやや適合率が悪いものの(約四九%)、翌三六年度から四〇年度までは、約七〇%と高い適合率を維持することになり、以後、明治四一年、大正二年の二度の改正を経て、

(表-2) 簿冊の表題数及び冊数の推移(赤碕村、赤碕町)



昭和になるまで、六割以上の適合率を維持し続ける(平均約六四・九%)。

次に簿冊の表題数と総冊数の年代毎の推移を見てみよう(表2)。当然のことながら一つの表題に対して、複数冊の場合もある。明治三年から昭和二八年までに現れる表

題数の合計は四七八タイトルである。これは平均すると毎年約七五種類の簿冊が作成されていた勘定になり、この後分析する矢送、中北条村のものに比べると総計約二千冊近く多いことになる。他県では表題数が毎年百を超える簿冊を作成する例も有るようだが、県中部に限ってみると表題数が百を超えることは極めて稀で、赤碕町の場合もその例外ではない。

表12から幾つかの特徴を挙げてみる。まず、表題数も簿冊数も明治三三年以降、明治三三年を除くとほぼ順調に右肩上がりで見られる。明治三三年に極端に数が減っているが、この年、赤碕村は町制施行に伴い赤碕町となっている(三月二十七日)。このことと何か関係があるかもしれない。

また、明治二五年度は一三三しか見られなかった表題数が、明治二六年度以降、四〇点を越え、その後も増加を続けるのは、県や郡が示した準則及び訓令の影響であろう。明治三〇年代以降の表題数は、準則が例示した表題数を上回り、六〇点を越えるようになる。「町村役場簿冊種類員数様式準則」第二条には、「前条種目(四三種の簿冊表題・筆者注)ノ外必要アル場合ハ別ニ簿冊ヲ設ケ又ハ紙数増高ナルモノ及僅少ニシテ簿冊トナスニ足ラザルモノハ適宜分合スルコトヲ得」とあり、実際の簿冊の作成には柔軟性を与

である。このような傾向はどこも同じだったと思われる。赤碕町の場合、「戸籍関係簿」は、明治三一年度を最後に『簿冊目録』に掲載されなくなるが、これは同年戸籍法が大きく変わり、戸籍関係の簿冊は戸籍役場が扱う様になったからであろう。ただし、大正四年の戸籍法及び戸籍法施行規則の改正に伴い、戸籍事務の管掌者が戸籍吏から市町村長に変更され、併せて、戸籍事務処理も従来の戸籍役場から市町村役場へと変更されたが、赤碕町の『簿冊目録』には、大正以降も戸籍関係の簿冊名が記載されることはなかった。同じ東伯郡内の上中山村役場資料が示すように(口絵参照)、戸籍関係のものは別途目録が作成され、管理されていたはずである。

この他、「東伯郡赤碕町明治三十三年事務報告」によれば、「特別事務、赤十字社事務ニ係ル文書」として、發文書四六通、受文書五一通、「尚武会」関係が発受文書一八通、「因伯米改良組合」関係が組合費賦課令書発六六通、發文書三六通、受文書二九通、「農会」関係では發文書が五三通、受文書一四一通を記録しており、この年、赤碕町では総計約六千通の発受文書を扱っていた事になる。ちなみに「簿冊目録」によれば、明治三三年度は、簿冊表題三六種、計四〇冊の簿冊が記録されるが、約六千通の発受文書全てがこれら三六種四〇冊の簿冊に綴じられたとは考えにくい。事

えている。赤碕町役場は実務に必要な簿冊を作成しながらも極力県や郡の例示に沿うような簿冊を作成していたのである。

ところで、明治三四年、県は郡役所や町村役場に職員を派遣し、各役場の状況をつぶさに監察して回ったが、その復命である『長官管内巡視一件書類』には、赤碕村が赤碕町となった明治三三年に、赤碕町役場で收受、発送された文書数の記録が綴られている(表13)。

表13から、特に目立つのは、合計で千通を越える「戸籍関係」と「寄留関係」及び八百通を越える「租税関係」

(表13) 東伯郡赤碕町明治三十三年事務報告

文書種類	通	文書種類	通
收受関係		会議関係	8
県令達	456	財産管理	17
郡役所令達庶務関係	643	発送関係	
郡役所令達税務関係	156	発送庶務関係	210
庶務関係	389	勸業関係	180
勸業関係	120	学事関係	85
学事関係	48	寄留関係	132
衛生関係	112	兵事関係	131
戸籍関係	625	会議関係	62
寄留関係	93	衛生関係	199
兵事関係	58	戸籍関係	277
町税関係	63	統計関係	267
県税関係	43	租税関係	648
会計関係	32	地理関係	92
国税関係	69	土木関係	44
土木関係	26	社寺関係	38
地理関係	121	財産管理関係	70
社寺関係	22	総計	5536

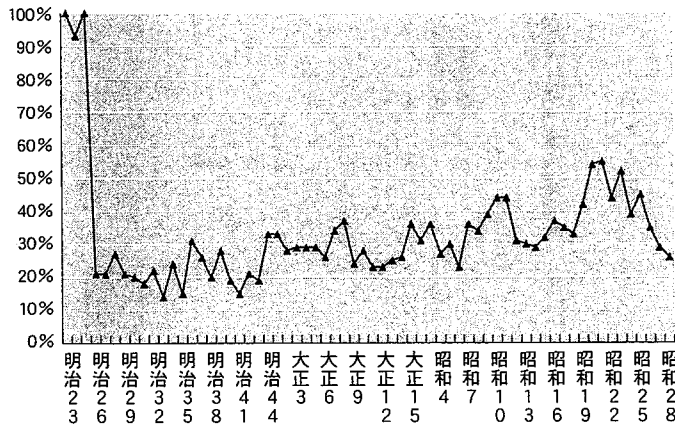
実、戸籍関係のものは、この『簿冊目録』には現れてこないことは前述のとおりであり、この他の文書も明治三三年度以外の簿冊に編綴されたか、『簿冊目録』には掲載されなかった簿冊に綴られた可能性が高い。

その後も表題の種類、冊数は毎年ほぼ増加を続けていき(表12)、赤碕町の場合、大正末にそのピークを迎える。事情が変わるのは昭和に入ってからで、表題の種類、冊数の増減も非常に激しい。赤碕町では、前述のように表題数が年に百種を超えることは極めて稀で、大正一五(昭和元)年の一〇七種、昭和一四年の一〇五種、翌一五年の一〇七種のわずか三回だけである。これでも後で検討する二村役場の作成数に比べれば多い方である。昭和二一年度は四九種と激減するが、これは敗戦の影響であることは想像に難くない。

一方、県が訓令を以て各役場に備置すべき簿冊として示した表題例示は、大正二年九月の改正を最後に戦後まで変更されなかった。大正末には郡役所の廃止等、大きな行政上の変更があったにもかかわらず、である。

赤碕町の場合、県が示した例示に対して、役場が実際に作成した簿冊綴は、大正年間までは六割以上の適合率を示していたものが、昭和に入ると徐々に低下する(表11)。昭和五年には適合率が六割を下回り、終戦後は、三割を下回

(表一五) 無期保存の占める割合 (赤碓村、赤碓町)



れていたであろうか。表一四は、赤碓町の『簿冊目録』のうち、「無期保存」と「五年保存」の表題数を年代別に示したものである。

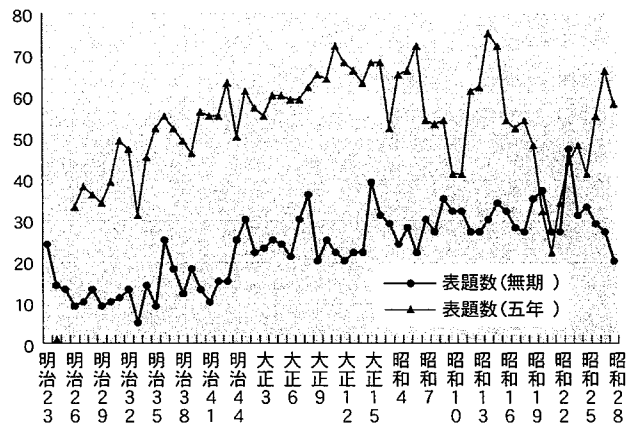
赤碓町の場合、「五年保存」が本格的に現れるのは赤碓村時代の明治二六年になつてからである。表一四からも明か

なように、明治二六年以降、昭和二〇、二一年を除くとほぼ全ての年代にわたつて「五年保存」が「無期保存」を圧倒していることがわかる。同じく、表一五は、「無期保存」が全表題数が全表題数

る状況となる。これは、大きく社会状況が変化する中、作成される簿冊内容も大きく変化していったにもかかわらず、県が簿冊表題の例示に全く手を加えなくなった事による。⁽¹⁸⁾

次に簿冊の保存年限について見てみる。昭和の大合併以前の赤碓町の文書管理規程等については、詳細は不明である。ただし、赤碓町の場合も、東部の事例同様、国や県、郡役所が示した例を参照にして規程が作成されたはずである。上述のように赤碓町では、わずかな例を除いて「無期」と「五年」保存の二種しか存在しない。これは、明治二五年に県下に示された「町村役場処務規程準則」の影響を大きく受けたことによる。⁽¹⁹⁾ 準則第九条には「文書ノ保存期限ヲ分テ無期、五ヶ年ノ二種トス」とあるからである。この部分は、明治四五年に「町村役場処務規程準則」が改正された際にも継承される。後述するように本稿で扱う他の中部の村役場の簿冊目録を見ても、文書の保存期限は無期と五年の二種類しか設定されていない。このことは、保存年限については、中部の町村役場が、この準則の影響を強く受けたことを示すとともに、準則を定めた訓令の冒頭部に、「町村役場処務規程準則別紙ノ通相定メ候条町村ノ状況ニ依リ適宜設定シ郡長ノ認可ヲ受クヘシ」とあるように、当時の町村役場の諸業務は、郡役所を通じて行われることが

(表一四) 無期保存と五年保存の表題数 (赤碓村、赤碓町)



多く、郡内の町村が一斉に同じ体裁に揃えた可能性も十分に考えられる。⁽²⁰⁾ 昭和の大合併以前の県中部は、基本的に東伯郡に包括されていた。明治二五年に「町村役場処務規程準則」が県により定められた当時の東伯郡は、河村・久米・八橋三郡であったが、郡役所は一個所で、赤碓村を始めとする中部の

町村は、東部の町村同様、ほぼ同じ体裁の庶務規程を作成し、河村久米八橋郡役所の認可を受けていたはずである。では、無期保存と五年保存はどのような割合で作成さ

に占める割合を年代別に示したものである。表題数から「無期保存」が全体に占める割合を平均すると約三三・二％という数字となる。赤碓町の場合、「無期保存」と「五年保存」の割合は平均して三対七であったこととなる。

前述のように、赤碓町では平均して毎年約七五種の簿冊が作成されていることになるが、この比率を当てはめると、無期保存の簿冊は毎年約二五種、五年保存のものは約五〇種作成されていたことになる。赤碓町役場は、年間に作成する簿冊の内、さほど多くない冊数を無期保存の対象と考えていたことがわかる。

ところで、県が各町村役場に示した準則、訓令では、備置すべき簿冊の表題や内容まで指示するものの、各簿冊の保存年限までは指定しておらず、これらについては、「処務規程」がおおまかな指針を示していた。赤碓町役場では県が示した表題例をかなり意識して簿冊作成を行っているが、これら県が示した簿冊表題の内、赤碓町が無期保存と判断したものは、「鳥取県令綴」や「鳥取県告示綴」、議会関係の綴等、ほんのわずかである。

しかも、その「鳥取県令綴」等も大正一一年度以降、五年保存に変更される。一方、無期保存と判断されたものの大半は、県が準則や訓令で表題例を示さなかった例規類や

(表一7) 分類別簿冊作成数 (赤碓村、赤碓町)

年代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	合計
明治23			1	1		1	4	11			1			1	1	1		2			24
明治24							6	8										1			15
明治25							1	8			2		1						1		13
明治26			2	6	2	1	6	8	2	1		1	2	1				4	6		42
明治27			3	6	2	3	8	6	1	1	1	2	1	2	1	3	6	2			48
明治28			4	4	2	3	7	8	2	1	1	2	2	1	1	1	7	3			50
明治29			3	6	3	2	9	7		1	1	2	1	1	1	4	2				43
明治30			3	4	2	2	11	9		1	3	3	2	1	2	1	4	1			49
明治31			3	5	2	2	16	8	3	1	1	3	2	1	2	2	1	4	3	1	60
明治32			4	6		3	15	11	1	2	1	3	2	1	1	1	4	4			59
明治33			1	6		3	9	3	2		1	3	1		1	1	5				36
明治34			3	5		4	14	7	3	2		3	1		1	2	4	5	5		59
明治35			3	7		2	17	10	1		1	3	1		2	2	2	5	5		61
明治36			4	11	2	2	15	9	6		3	1	3	6	2	2	2	8	4		80
明治37			3	8		6	17	9	1	2	1	1	4	5	2	1	1	4	5		70
明治38			3	5		3	18	8	1		1	3	2	4	1	2	1	4	5		61
明治39			3	7		3	17	12	1	1	1	1	2	4	1	3		4	4		64
明治40			3	9		1	13	9	3		1	1	5	3	2	4	2	6	6		68
明治41			3	8		1	14	11	2		1	1	2	3	2	4	1	5	6		64
明治42			3	11		2	19	10	2		1	4	1		3	3	1	7	3		70
明治43			4	15		3	18	8	5		2	1	4	1	2	3	1	7	5		79
明治44			3	12	2	3	19	10	4		2	4	1		1	2	1	4	7		75
明治45			3	17		3	21	16	4	3	2	1	4	4	1	3	1	5	4		92
大正 2			4	16		2	21	11	3	2		3	3	1	1	2	1	5	4		79
大正 3			3	16	2	3	20	12	2	1	2	3	2		1	2	1	5	3		78
大正 4			3	17	1	2	20	16	3	2		3	2		1	2	3	4	6		85
大正 5			3	16	1	2	21	16	2	1	2	3	2		1	2	5	5	3		85
大正 6			3	15	2	2	22	12	1		2	3	2		1	4	1	5	5		80
大正 7			4	17	1	3	20	13	1	6	2	3	2		1	3	4	4	3		87
大正 8			3	17	1	3	20	13	2		2	4	2		1	3	16	4	5		96
大正 9			3	18	1	3	21	12	1		4	4	3		1	3	2	6	4		86
大正10			3	18	1	3	19	13	1	4	2	5	3		1	3	1	7	4		88
大正11			2	20	1	4	23	13	1	5	2	4	2		2	3	3	5	4		94
大正12			2	17		3	24	15	1	5	2	4	2		2	2	2	5	3		89
大正13			2	16		3	21	15	2	6	3	4	2		2	2	2	5	3		88
大正14			1	17		3	21	15	1	4	2	5	2		2	2	1	4	4		84
大正15			2	21		5	24	13	1	5	4	6	3		2	3	7	6	5		107
昭和 2			1	17		5	24	13	2	5	2	5	2	3	2	2	6	6	5		100
昭和 3			1	12		4	22	13	1	6	2	7	3	2	2	2	6	5	3		91
昭和 4			2	14		3	28	12	1	5	2	4	2	2	2	2	2	5	3		89
昭和 5			1	17		5	28	13	2	7	2	4	2	2	2	3	2	5	3		98
昭和 6			1	14		3	28	13	2	10	2	4	2	2	2	2	1	5	3		94
昭和 7				9	1	3	31	13	2	10		1	2	2		1	1	4	3		83
昭和 8				13	1		24	13	2	10	2	2	2	2		2	1	4	3		81
昭和 9				14	1	3	19	17	2	12	2	5	2	2		2	3	4	3		91
昭和10				7		4	20	13	3	11	1	1	2	2		2	4	3			73
昭和11			1	8	1	5	19	13	2	9	1	1	2	2		1	1	4	3		73
昭和12				17	1	7	19	13	3	7	1	3	5	2		3	1	3	3		88
昭和13			1	15	1	5	25	13	4	6	3	3	2	2		1	1	4	3		105
昭和14			1	18	1	6	29	13	4	8	3	1	4	2	1	5	3	3	3		89
昭和15			1	15	1	5	35	13	2	12	2	1	2	3	2	5	2	3	3		107
昭和16			1	14		3	20	13	2	9	2	2	2	4		5	2	4	4		87
昭和17			1	13	2	3	19	13	2	9	3	1	2	1		4	2	3	3		81
昭和18			2	10	1	7	11	11	2	7	6	1	1	8		3	6	3	2		81
昭和19			1	12	2	6	16	9		9	4	1	2	7		10	3	2			84
昭和20				8		6	15	11		8	1	1				7	8		4		69
昭和21				4	1	5	16	10		5	2						2	3		1	49
昭和22				9	2	2	9	12	4	11	2					1	2	5	2		61
昭和23			1	6	2	2	12	17	3	30	4					10		1	4	1	94
昭和24				8	1	3	12	16	3	24	2					1	2		5		79
昭和25			3	10	1	2	12	14	3	15						3	1	2	5	2	76
昭和26				12	2	2	10	14	4	9	2				2	3	2	3	9	4	81
昭和27			2	9	4	3	4	13	4	24	1					2	5	10	7	3	93
昭和28			2	11	5		1	13	4	9	3					1	4	9	7	5	78
合計(分類ごと)	123	716	59	196	1099	746	129	338	120	18	175	133	35	78	141	163	293	212	9	4783	

(表一6) 簿冊分類表

A	明治以前の書類	K	社寺関係
B	法令関係	L	学事関係
C	庶務関係	M	軍事関係
D	戸籍関係	N	警察、裁判、陪審員関係
E	土地登記関係	O	消防関係
F	租税関係	P	勸業関係
G	会計関係	Q	土木関係
H	財政関係	R	区会、町村会関係
I	社会民生関係	S	選挙関係
J	衛生関係	T	その他

財政、会計、租税関係の簿冊が占める。上述のように、赤碓町の場合、県が示した表題例に對して、平均約六割の適合率を示すが、その大半は実は、五年保存の文書なのである。次に赤碓町役場ではどのような簿冊が作成されていたのであろうか。まず、赤碓町の『簿冊目録』に載る簿冊名を表一6の分類表に

よって大雑把に分類分けしてみる。さらに表一7は、表一6の分類により、各年度にどのような内容の簿冊が作成されたのかを示したものである。なお、Aの明治以前の書類については、本稿では、検討しない。

全期間を通して最もよく作成されているのは、租税(F)、会計(G)関係で庶務(C)関係がこれに続く。戦後、社会民生(I)関係の簿冊が急増加するのは、当時の社会

情勢の変化を裏付ける。これらは基本的に無期保存の扱いとなっている。

以上、赤碓町役場が作成した『簿冊目録』の内容について、様々な角度から検討してみたが、記載漏れと思われる箇所も存在する等、問題点もある。

明治三五年の鳥取県訓令第五八号以降、県は国税、県税、町村税に関する簿冊例を示すが、昭和に入ると適合率が落ちてくる。もともと、表一7からもわかるように租税関係の簿冊こそ多数作成しており、実際には、県が示した簿冊例では間に合わず、役場が独自に作成して対応していたことになる。

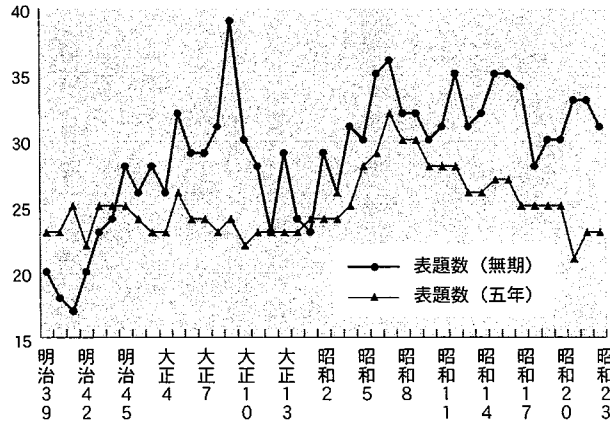
この他、県は大正二年以降、訓令等で各町村役場が備置すべき簿冊の例示を行わなくなる。例えば、赤碓町役場では、昭和四年度に、「県公報綴」が出現し、従来の「県令」、「訓令」、「告示」綴は、昭和五年度以降一切作成されなくなるが、このような状況にもかかわらず、県の例が新たに各町村役場に備えるべき簿冊を示す事はなかった。

この他、戦争の激化に伴い、大量の戦争関係の簿冊が作成されたはずであるが、それらはこの『簿冊目録』には見えてこない。戸籍関係の簿冊同様、より詳細な戦争関係の簿冊は大量に作成されていたにも係わらず、『簿冊目録』に掲載されなかった可能性が高く、実際にはより多くの簿冊

く県が示した簿冊例に従って作成する傾向が見られるが、矢送村の場合、昭和以前はほとんど作成されず、昭和八年以降になって、わずかな量が作成され始める。しかしながら、以下でも検討するように、矢送村でも財政、租税関係の簿冊は多く作成されており、決してこれらの簿冊の作成が疎かにされたことを示すものではない。

この他、赤碓町役場と異なる点は、県や郡役所の令達類を編綴した簿冊の存在が余り確認できないことである。例えば、「郡役所令達綴」は、大正五年度のわずか一回しか確認できない。矢送村役場に郡役所から令達類が達していないかたははずはなく、なぜ、郡役所からの令達類を編綴、保存しなかったのか理由は定かでない。これは、県からの文書についても同様で、「鳥取県告示綴」だけは、明治三十九年度から大正八年まで間断なく記録されるが、それ以外の「鳥取県令綴」や「鳥取県訓令綴」が記録されるのはごく僅かである。また、大正八年以降は、「鳥取県告示綴」すら「簿冊目録」に記録されなくなる。一方、赤碓町役場とほぼ同時期である昭和五年度からこれら県例規類に替わって「鳥取県公報綴」が記録されるようになるが、赤碓町役場の「簿冊目録」が昭和四年度以降、絶えることなく「鳥取県公報綴」を記録するのに対し、矢送村役場の場合は、それ以前の県例規類同様に「鳥取県公報綴」を記録するのは僅か

(表-10) 無期保存と五年保存の表題数 (矢送村)



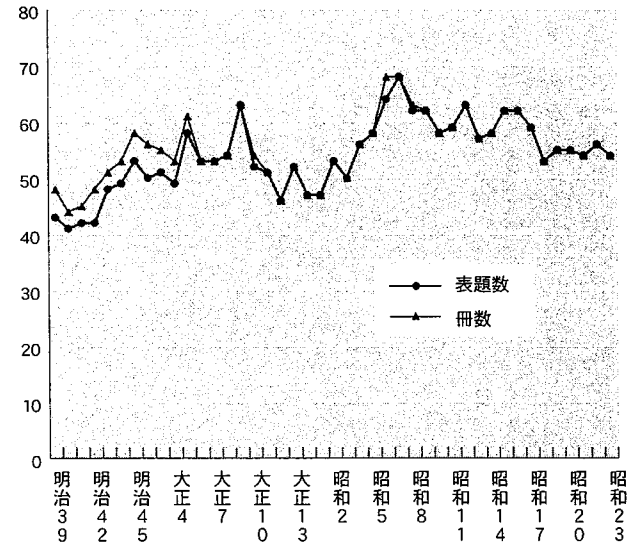
平均約七五種類の簿冊が作成されていた赤碓町に比べ少ない。

表-9から幾つかの特徴を挙げると、まず、表題数と簿冊数がほとんど一致している。赤碓町の場合、一つの

簿冊に対して複数冊が作成されることが多く、表題数と簿冊数が一致する年は皆無に近い。この他、矢送村の場合、表題数の増減は余り極端ではなく、比較的緩やかに推移している。全期間を通して、表題数、簿冊数ともに四〇から七〇点(冊)の間に収まる。

また、表-10は、矢送村の「簿冊目録」のうち、「無期保

(表-9) 簿冊の表題数及び冊数の推移 (矢送村)



次に簿冊の表題数と総冊数の年代毎の推移をみてみよう

(表-9)

矢送村の場合、明治三十九年から昭和二十三年までに現れる表題数の合計は二三七タイトルである。これは平均すると毎年約五四種類の簿冊が作成されていることになる。年

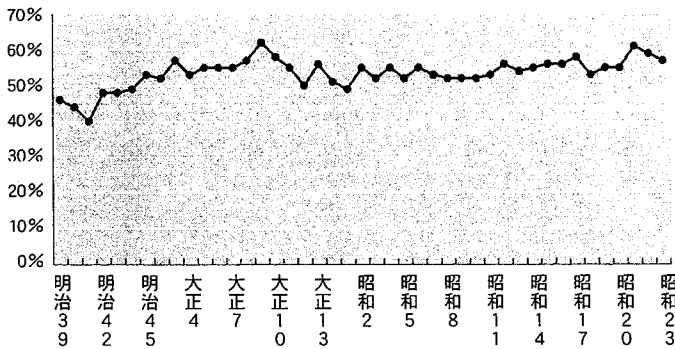
存」と「五年保存」の表題数を年代別に示したものである。赤碓町の場合、戦後の一時期を除いて五年保存が無期保存を圧倒しているが、矢送村の場合は、明治の末年頃より無期保存が五年保存を上回るようになり、わずかな例外を除いてこの傾向が戦後まで続く。大正九年に無期保存の数が突出するが、こ

れは、大正七年九月に起こった大洪水による復旧土木工事関係の簿冊が急増したためである。

次に表-11は、無期保存が全表題数に占める割合を年代別に示したものである。全体的にはほぼ横ばい傾向で、平均は約五三%という数字になる。

つまり、矢送村

(表-11) 無期保存の占める割合 (矢送村)



の場合、「無期保存」と「五年保存」の割合はほぼ五対五と
いうことができる。

上述のように矢送村の場合、年平均約五四種類の簿冊が
作成されていた計算になるが、この比率を当てはめると、
無期保存の簿冊は毎年約二九種、五年保存のものは約二五
種作成されていたことになる。矢送村の場合、無期保存と
五年保存の割合は五対五であるが、作成されていた簿冊数
自体が少なく、赤碓町が無期保存として毎年約二五種の簿
冊を作成していたことを考えると、ほぼ同じ数であるとい
えよう。

前章で見てきたように、赤碓町役場の場合、県が示した
表題例をかなり意識して簿冊作成を行ったものの、その大
半が五年保存のものであった。矢送村の場合はどのような
傾向を示すのであろうか。県が示した簿冊表題の内、矢送
村が無期保存と判断したものは、議会関係の綴等ほんのわ
ずかである。矢送村では、前述のように「鳥取県令綴」を
始めとする県・郡からの令達類の編綴が余り行われていな
かったこともあり、県が示した表題例の内、実際に無期保
存として扱われたものの数は、赤碓町以上に少ない。一方、
無期保存と判断されたものの大半は、赤碓町同様、県が表
題例を示さなかった諸例規類や財政、会計、租税関係の簿
冊が占める。矢送村も赤碓町同様、県が示した表題例に適

四二〇冊」とあり、また続けて「備考 処分セシ冊数六九
冊」とある。廃棄された簿冊は、ほぼ例外なく抹消線が引
いてある。五年保存の簿冊も保存年限満了後、すぐに廃棄
するのではなく、数年間保存し、二、三年分を一括して廃
棄していたことがわかる。大正六、七年分のものから廃棄
の際に村議会の議決を経た旨が記載されるようになるが、
それ以前の廃棄の際にどのような手続きがなされたかは記
載がない。東部の町村では、県の示した「町村役場処務規
程準則」に従って、無期保存から有期保存への切り替えを
認めた町村も確認できるが、矢送村の場合、そのような事
例は確認できない。原則として廃棄されたのは五年保存文
書のみである。

矢送村役場の『簿冊目録』は、昭和に入ってからほぼ
毎年度毎に無期、有期の内訳と過去から現在に至るまでの
無期、有期の合計冊数を掲載し、これは昭和二〇年まで続
けられる。昭和七年以降、廃棄が行われた形跡は見られず、
昭和二〇年度の末尾には「無期一七一〇冊、有期五〇九冊
通計二二一九冊」との記載がある。なぜ、昭和七年以降、
簿冊の廃棄が行われなくなったのか、昭和二一年度以降、
無期、有期の内訳や総計冊数の記載が行われなくなったの
かは不明である。いずれにせよ、ある時期まで矢送村では
非常に的確に文書管理が行われていたことがわかる。

(表-12) 矢送村における簿冊廃棄の記録

廃棄簿冊作成年度	廃棄年月日	備考
明治39、40	大正3年3月	同年4月1日売却
明治41、42、43	大正4年3月29日	
明治44、45	大正6年	
大正2、3	大正9年4月28日	
大正4、5	大正11年6月27日	
大正6、7	大正13年1月16日	議決ニ依り廃棄
大正8、9	昭和2年1月23日	廃棄ノ件議決ス
大正10、11、12	昭和4年4月6日	2月25日議決
大正13、14、15	昭和7年3月2日	議決ニ依り処分ス

づき、一覽で示したものである。

これらの廃棄に関する情報は、原則として五年保存簿冊
の「摘要」欄に記載されている。矢送村の『簿冊目録』に
よれば、有期限(五年)保存文書の廃棄が最後に確認され
るのは、昭和七年三月二日である。昭和六年度の項の末尾
には、「昭和七年三月二日議決ニ依り処分ノ結果現在無期保
存ノモノ一、二九二冊、有期保存ノモノ一二八冊 計一、

次に矢送村役場ではどのような簿冊が作成されていたの
であろうか。矢送村の『簿冊目録』に載る簿冊名を表16
の分類表によって分類分けしてみる。

表13は、表16の分類により、各年度にどのような内
容のものが作成されたのかを示したものである。なお、A
の明治以前の書類については、ここでも検討しない。

全期間を通して最もよく作成されているのは、租税(F)、
会計(G)関係で、庶務(C)関係がこれに続く。この傾
向は、赤碓町と基本的に変わらない。赤碓町の場合、戦後、
社会民生(I)関係の簿冊が急増するが、矢送村では記録
が昭和二三年度までということもあってか、このような傾
向は確認できない。『簿冊目録』を見る限りでは、災害に伴
う復旧等の簿冊は見られるものの、戦争による影響を感じ
取ることはほとんどできず、簿冊数や作成される簿冊の内
容も変化に乏しい。

以上、矢送村役場が作成した『簿冊目録』の内容につい
て、様々な角度から検討してみた。矢送村は、赤碓町に比
べ記載漏れと思われる箇所は極めて少ない。また、上述し
たように、県や郡役所の令達類の編綴はほとんど確認でき
ない一方、赤碓町ではほとんど記録されなかった「社寺関
係綴」をほぼ毎年度作成するなどの違いも見られる。

明治三五年の鳥取県訓令第五八号以降、県は国税、県税、

(表-13) 分類別簿冊作成数 (矢送村)

年代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	合計
明治39		3	10		1	10	4			2	1	5	1		1	1	6	1		46	
明治40		1	9		1	8	7			1	1	2	2		2	1	5	1		41	
明治41		1	11		1	8	7			1	1	2	1		1	1	5	1		42	
明治42		1	12		2	7	6			1	1	1	2		1	1	6	1		42	
明治43		2	12		2	7	6	2		2	2	4	1		1	1	5	1		48	
明治44		1	14		1	9	7			2	1	2	2		1	2	1	5	1	49	
明治45		2	13		1	9	6	2	1	3	1	2	2		2	1	5	1	1	52	
大正 2		2	13	1	2	10	6	1	1	2	1	2	2		2	1	5	1		50	
大正 3		3	13		1	8	6			2	1	2	7		1	1	5	1		51	
大正 4		2	13		3	9	6			2	1	2	1		3	1	5	1		49	
大正 5		5	14		3	10	6	1	2	3	1	4	1		4	1	3			58	
大正 6		3	12		2	14	5		2	3	1	2	1		1	1	5	1		53	
大正 7		2	11	2	2	13	5	1	1	3	1	2	1		2	1	5	1		53	
大正 8		2	11		2	13	4	1	4	3	1	3	1		2	3	3	1		54	
大正 9			12		2	13	5	1	10	2	1	3	1		1	8	3	1		63	
大正 10			11		2	14	6	3	1	2		4	1		1	3	3	1		52	
大正 11			15		2	13	5	1	1	2	1	3	1		1	3	2	3	1	54	
大正 12			11		2	13	5	1	1	2	1	3	1		1	1	3	1		46	
大正 13			11		2	13	5	1	2	2	1	5	1		1	4	3	1		52	
大正 14			11		2	13	5	1	1	2	1	4	1		1	1	3	1		47	
大正 15			11		3	12	5	1	1	2	1	4	1		1	1	3	1		47	
昭和 2			11		2	18	5	1	1	2	1	4	1		2	1	3	1		53	
昭和 3			11		2	15	5	1	1	2	1	4	1		2	1	3	1		50	
昭和 4			13		2	17	5	1	2	2	1	4	2		2	1	3	1		56	
昭和 5		1	12		2	19	6	1	1	3	1	4	1		2	1	3	1		58	
昭和 6			11		6	18	6	2	4	2	1	5	1		3	1	3	1		64	
昭和 7		1	12		2	23	6	2	1	2	1	5	1		7	1	3	1		68	
昭和 8		1	12		3	17	6	2	1	2	1	4	1		7	1	3	1		62	
昭和 9		1	11		3	17	6	2	2	2	1	3	1		8	1	3	1		62	
昭和 10			10		3	17	6	2	2	2	1	4	1		5	1	3	1		58	
昭和 11			10		3	17	6	2	2	2	1	4	1		6	1	3	1		59	
昭和 12			10		3	17	6	4	2	2	1	4	1		8	1	3	1		63	
昭和 13			10		3	15	6	3	2	2	1	4	1		5	1	3	1		57	
昭和 14			10		3	16	6	4	2	2	1	4	1		4	1	3	1		58	
昭和 15		1	10		3	20	5	4	2	2	1	4	1		4	1	3	1		62	
昭和 16			10		3	20	7	2	2	2	1	4	1		4	1	3	1		62	
昭和 17			10		3	19	7	2	2	2	1	4	1		2	1	3	1		59	
昭和 18			10		2	17	5	2	2	2	1	4	1		1	1	3	1		53	
昭和 19			10		2	18	6	2	2	2	1	4	1		1	1	3	1		55	
昭和 20			10		2	18	6	2	2	2	1	4	1		1	1	3	1		55	
昭和 21			10		3	20	6	2	1	2	1	2			1	1	3	1		54	
昭和 22			10		3	20	6	2	1	2	1	2			2	1	3	1		56	
昭和 23			10		3	15	8	2	2	2	1	2			2	1	3	1		54	
合計(分類ごと)		43	485	3	100	619	248	64	67	89	43	144	51		3	112	58	155	42	1	2327

Ⅲ-1 中北条村の概要と資料収集の経緯

中北条村は、江北、国坂二村から構成される。始め久米郡に、明治二九年の郡制の施行以降は東伯郡に属した。昭和二九年に下北条村と合併して北条町となり、更に、平成一七年一〇月、隣接する大栄町と合併して北条町となった。

資料についてはであるが、中北条村役場作成の『簿冊目録』は役場内ではなく、役場庁舎に隣接する北条歴史民俗資料館(旧北条町歴史民俗資料館)に所蔵されている。資料館には、詳細な移管年月日は不明だが、当時の資料館長の判断により旧北条町を構成した旧中、下北条村の役場資料が多数移管されている。本稿では、この北条歴史民俗資料館所蔵の『簿冊目録』を利用した。

Ⅲ-2 簿冊内容の分析

中北条村の『簿冊目録』が対象とする期間は、明治二〇年度から昭和二七年度までと赤碓町、矢送村に比べ、扱う期間が最も長い。更に明治二〇年度の項目の前に「古帳簿」(二七タイトル、七八点)と表題のない項目がある(四二タイトル、一〇三点)がある。この内、「古帳簿」には、藩政

Ⅲ 中北条村役場の場合

町村税に関する簿冊作成例を示すが、元来、租税関係の簿冊については、矢送村は赤碓町ほど熱心に県の示した簿冊例に従って作成しなかった。このため、赤碓町が昭和に入ると実務に、より則した簿冊の作成に追われ、県が示した簿冊例との適合率が落ちる。その一方、矢送村の場合は、元来の適合率自体がそれほど高くなかったため、適合率の大きな低下にまでは至っていない。もっとも、矢送村でも表13で見たように租税関係の簿冊こそ多数作成しており、実際には、県が示した簿冊例では間に合わず、役場が独自に作成して対応していた。矢送村も県が例示した簿冊例には最低限は従おうとしていたと言えよう。

この他、戦争の激化に伴い、大量の戦争関係の簿冊が作成されたはずであるが、それらはこの『簿冊目録』には見えてこない。戸籍関係の簿冊同様、戦争遂行に伴う兵事関係の簿冊は大量に作成されていたにも係わらず、『簿冊目録』に掲載されなかった可能性が高い。この点は赤碓町と同じであるし、この後検討する中北条村の場合にもある程度の結果が予測できる。つまり、矢送村でも『簿冊目録』が示す以上に多くの簿冊が実際には作成されていたはずである。

(表-14) 県が示した簿冊表題例と町村役場で作成された簿冊の適合率 (中北条村)

「町村役場二端フル簿冊 種類員数様式」 (明治26年)	鳥取県訓令第58号 (明治35年9月11日)					鳥取県訓令第45号 (明治41年7月21日)																		
	M 2 6	M 2 7	M 2 8	M 2 9	M 3 0	M 3 1	M 3 2	M 3 3	M 3 4	M 3 5	M 3 6	M 3 7	M 3 8	M 3 9	M 4 0	M 4 1	M 4 2	M 4 3	M 4 4	M 4 5				
戸籍関係簿																								
兵事関係簿																								
学事関係簿																								
衛生関係簿																								
勸業関係簿																								
土木関係簿																								
地理関係簿																								
庶務関係簿																								
国税関係簿																								
地方税関係簿																								
町(村)税関係簿																								
会計関係簿																								
官報綴																								
鳥取県令綴																								
鳥取県告示綴																								
鳥取県訓令綴																								
郡役所令達綴																								
受文書件名簿																								
受文書件名簿																								
吏目勤務簿																								
当直日誌																								
町村条例関係簿																								
衆議院議員選挙関係簿																								
県会議員選挙関係簿																								
町(村)会議員選挙関係簿																								
町(村)会関係簿																								
話願関係簿																								
社寺関係簿																								
社寺明細簿																								
諸報告関係簿																								
秘密文書綴																								
事務引継関係簿																								
有資格者名簿																								
町(村)吏員及学校職員名簿																								
町(村)会及区会議員名簿																								
消防夫名簿																								
納税代人名簿																								
受買人名簿																								
受買助人名簿																								
受身代限処分人名簿																								
受刑人名簿																								
命令簿																								
文書日録																								
適合率 (%)	6.9	6.9	6.9	6.9	9.3	6.9	11.6	13.9	11.6	13.9	41.0	25.6	25.6	46.7	46.1	48.7					45.0	45.0	42.5	37.5

の町村役場でも同じであったはずだが、県の中部の旧役場資料からは確認することができない。

中北条村役場が『簿冊目録』を「庶務」、「租税」、「会計」の三部類に分けて記録したのは、資料的な裏付けはないが、明治四五年に県が各町村役場に対して示達した「町村役場処務規程準則」に基づき、大正二年に『簿冊目録』が改正された際、このように三分類法に記載し直したと考えられる。中北条村役場の『簿冊目録』が大正二年の改正以前もこの三分類による記載法を取っていたのかは不明である。

次に各欄についてだが、まず、「番号」欄は赤碓町同様、年度毎に番号が付され、矢送村で一時期使用されていた通し番号制は行われていない。「保存年限」欄については、ほぼ例外なく「無期」と「五年」の二種類だけである。これも赤碓、矢送と同様である。「摘要」欄についてもほとんど利用しておらず、矢送村のように五年保存文書の廃棄状況を詳細に記載することもない。

Ⅲ-3 内容の検討

まず、表-14は明治二六年以降、県が訓令を通して各町村役場が備置すべき簿冊表題例に対して、実際に中北条村役場が作成した簿冊を昭和二七年度まで示したものであ

る。昭和二五年度の適合率が極端に悪いが、これは、同年度の「庶務」の項が欠落しているためで、おそらくその前後年度とほぼ同じ簿冊が作成されていたはずである。

中北条村の場合、明治二六年頃に県内の各町村役場に示達された「町村簿冊種類員数様式準則」は、余り徹底されなかつたようで、明治三五年九月一日付鳥取県訓令第五八号により、改めて県が各町村役場に対して備置すべき簿冊表題を例示するまでの間の適合率は極めて悪い(年平均約九・五%)。状況が変わるのは、明治三六年度からで、それまで適合率が一五%にも届かなかつたものが一挙に四一%にまで上がる。これは、明治三五年九月の県訓令の影響が大ききことは間違いない。明治三七、八年度には適合率が二五・六%に落ちるが、同三九年度から再び四〇%台に乗り、僅かな期間を除いて昭和初期まで四〇%台を維持する。

ところで、中北条村の場合も矢送村同様、赤碓町のように適合率が時として七〇%を越えるようなことはなく、五〇%を越えることもない。その一方で、赤碓町役場が昭和以降、適合率が二〇%台にまで下降するのに対し、中北条村役場では矢送村役場同様、下降傾向は示すものの赤碓町ほどではなく、記録が残る昭和二七年度まで適合率が三〇%を割ることも皆無である。しかも、昭和初期以降に適

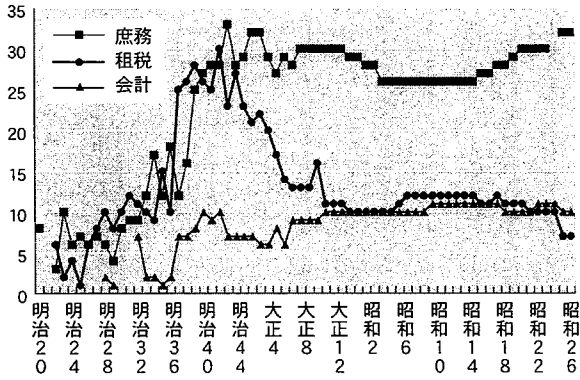
合率が三〇％台に落ちる理由は、他の二町村同様、昭和四年度以降、「鳥取県令綴」、「鳥取県訓令綴」、「鳥取県告示綴」が、「鳥取県公報綴」に取って代わられたためであった。

中北条村役場でも「出勤簿」から「統計調査綴」までの適合率は高いものの、それ以外のものになると作成率は悪く、ほとんど作成されていない。

例えば、国税、県税、町村税関係の簿冊は、赤碓町の場合、なるべく県が示した簿冊例に従って作成する傾向が見られるが、中北条村の場合、全期間を通して作成されない。ただし、繰り返し述べているように、実際には、中北条村でも「租税」、「会計」関係の簿冊は多く作成されており、決してこれらの簿冊の作成が疎かにされたわけではない。

この他、赤碓町、矢送村と異なる点は、議会関係の簿冊の存在が余り確認できないことである。中北条村の場合、議会関係書類は明治三〇年度から見られるが、簿冊として綴られていた形跡が見られず、「庶務」の項に「村会書類包」として現れ、この状態が大正一〇年度まで続く。その後、大正一一年度から昭和九年度まで「村会書類」となるが、昭和一〇年度から同一二年度まで再び「村会書類袋」として記録される。また、村会成議書も「簿冊目録」に初めて現れるのは、昭和二三年度と極めて遅い。

(表-16)「庶務」、「租税」、「会計」の年度毎表題数(中北条村)

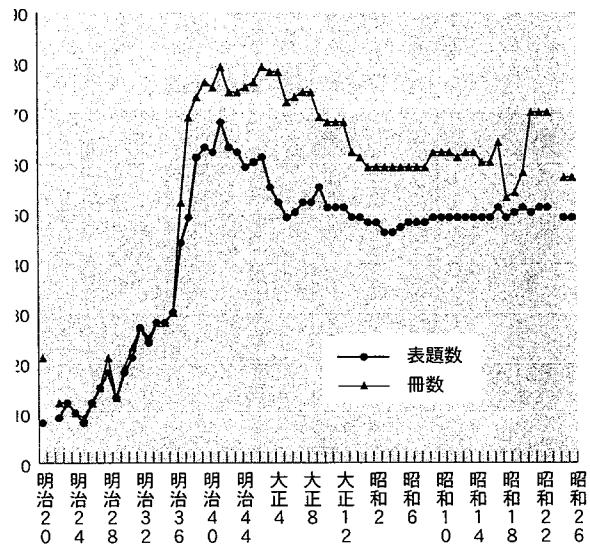


中北条村の場合、明治二〇年から昭和二七年までに現れる表題数の合計は二七八タイトルである。これは平均すると毎年約四二種類の簿冊が作成されていることとなる。年平均約七五種類の簿冊を作成していた赤碓町に比べれば少ないが、約五四種類を作成していた矢送村に近い数字である。表-15から幾つかの特徴を挙げると、明治三六年以降作成数が急増するが、県の訓令の影響によることは前述のとおりである。これにもない、それまでほぼ同数であった表題数と冊数が乖離していく。矢送村では表題数と簿冊数がほぼ一致していたが、中北条村では赤碓町同様、一つの簿冊に対して複数のも

この他、「土木関係綴」の作成もほとんど行われず、「簿冊目録」から確認できるのは、昭和二二年度以降になってからである。また、地域的な特色を示すものとして北条用水関係の簿冊はほぼ毎年度作成されている。更に、農会関係の簿冊が記録されるのも他の二町村と異なる。

次に簿冊の表題数と総冊数の年代毎の推移を見てみよう(表-15)。

(表-15) 簿冊の表題数及び冊数の推移(中北条村)



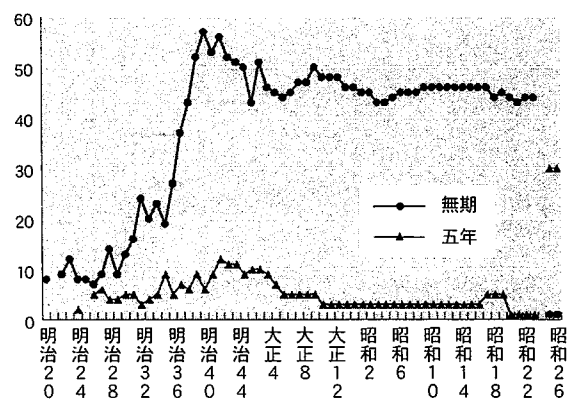
のが作成されることが多かったことがわかる。この他、明治三〇年代末以降、明治四二年度をピークに戦後の一時期を除いて表題数、冊数ともに緩やかに減少している。中北条村では、明治三〇年代後半以降、表題数、簿冊数ともに四〇から八〇点(冊)の間に収まる。

表-16は、各年度に作成された表題数を「庶務」、「租税」、「会計」毎に分けたものである。

「庶務」と「会計」が明治三〇年代後半以降、ほぼ一定数を維持しているのに対して、「租税」関係の表題数が大正以降急落しているが、この理由ははっきりしない。

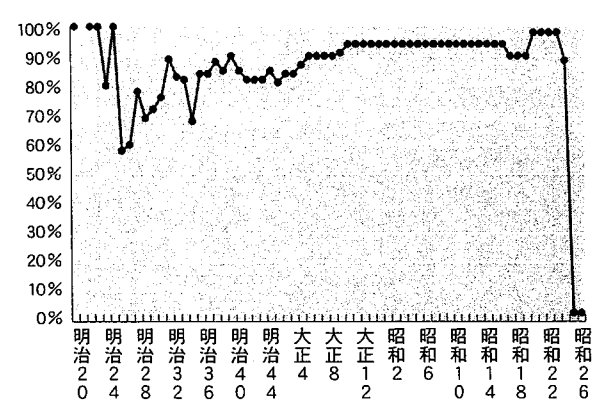
次に表-17は、中北条村の「簿冊目録」のうち、「無期保存」と「五年保存」の表題数を年代別に示したものである。矢送村は無期保存と五年保存の割合がほぼ同率であったが、赤碓町は五年保存が無期保存を圧していた。ところが、中北条村の場合、無期保存が五年保存を圧倒している。赤碓や矢送では、明治二六年度以降、県や郡役所が各町村役場に備置すべき簿冊として例示した表題のほとんどが五年保存として扱われていたことを述べたが、中北条村では、県が示した表題例と適合する簿冊を含めてほとんどが無期保存として扱われている。上述のように、県が例示したものには、表題と記載内容に対する指示はあるものの、保存年限についての指示は見られない。この傾向が一気に逆転す

(表一七) 無期保存と五年保存の表題数(中北条村)



るのは、昭和二六年になつてからである。表一八は無期保存が全表題数に占める割合を年代別に示したものである。中北条村では無期保存の占める割合は極めて高く、平均は約八六%という数字

(表一八) 無期保存の占める割合(中北条村)



冊が作成されていることになるが、この比率を当てはめると、無期保存の簿冊は毎年約三六種、五年保存のものは約六種作成されていたことになる。赤碕町役場の場合、無期保存は約二五種、矢送村

になる(五年保存が無期保存を圧倒する昭和二五年度以前は平均約八八%)。つまり、『簿冊目録』に記載されるほとんどの簿冊が無期保存として認識されていたことになる。中北条村の場合、「無期保存」と「五年保存」の割合は平均して一・五対八・五(昭和二五年度以前はほぼ一対九と考えて良い)となる。

既に見たように、赤碕町では平均して毎年約四二種の簿

次に中北条村役場ではどのような簿冊が作成されていたのであろうか。中北条村の『簿冊目録』に載る簿冊名を表一六の分類表によって分類分けしたものが表一七である。なお、Aの明治以前の書類については、ここでも検討しない。

中北条村役場でも「庶務」、「租税」、「会計」等の項目に簿冊が集中する傾向が見られる。これはおそらくどの役場でも同じことであろう。ただし、赤碕や矢送の場合、この状態が戦後も継続していくのに対して、中北条村の場合、「租税」、「会計」関係は大正に入ってから、「庶務」関係も昭和に入ってから「簿冊目録」から徐々に数を減らしているが、この理由ははっきりしない。

以上、中北条村役場の『簿冊目録』を分析した結果を述べてきたが、問題点も幾つか見られる。

まず、明治三五年九月に県が各町村役場に備置すべき簿冊を例示した訓令は、明治四一年と大正二一年に改正を受けているが、中北条村役場ではこれらの改正の影響をほとんど受けていない(表一四)。例えば、「日誌」は明治四一年の改正で、「郵便電信脚夫差立簿」は大正二一年の改正で、それぞれ「宿直日誌」、「郵便電信發送簿」に改正され、赤碕、矢送ではそのように簿冊名の変更が行われているが、中北条村では戦後まで簿冊名の改正が行われることなく利用さ

れ続ける。また、改正で新たに設けられた「行政監督簿」、「口頭申告簿」、県税関係の綴りなども他の二町村では作成が行われるが、中北条村では、一切作成されない。更に、大正四年から同一三年にかけて、県が各町村役場に備置すべきものとして示した表題例と適合する簿冊が全く一致する状態が一〇年もの間続く。これは単なる偶然であらうか。

この他、昭和に入ってから、ある年度の記載を複写し、その後の年度の記載としてそのまま使い続ける例が見られる。例えば、昭和一〇年代の「租税」の部や終戦前後の「庶務」の部など筆跡まで全く同じである。この他、昭和二六年度と二七年度のものとは全く同一のものである。また、簿冊名の並びも昭和に入るとほぼ統一され、機械的に引き写しただけの感が否めない。人口の少ない村役場の作成する簿冊が極端に変化するとも思われないが、戦前から戦後にかけて大きく社会状況が変化の中で、年間に作成される簿冊が全く同一という状態が長期間続くことがあり得るのであろうか。中北条村では矢送村以上に作成される簿冊表題の変動が少ない。

更に、昭和二六年度からそれまで無期保存がほとんどだった「庶務」内の簿冊が、一転して五年保存に切り替わっている。この理由は定かではないが、中北条村が「庶務」

(表一9) 分類別簿冊作成数 (中北条村)

年 代	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	合計	
明治20																						
明治21																						
明治22		2	2		3	1							1									9
明治23		6	1		1	1							1	1						1		12
明治24		5	3		1																	10
明治25		4			1					1			1	1								8
明治26		4	5			1							1	1								12
明治27		4	8		1								1	1								15
明治28		3	8		2								2	1			2					18
明治29		3	7			1				1				1								13
明治30		3	6		3	1							1	2				1				18
明治31		3	6		3	1					1	2		1	3	1						21
明治32		3	9		2	2	1	3	1				1	2			3					27
明治33		3	7	1	1	3				2	1		1	2			1		1	1		24
明治34		3	9	1	2	1	1	1		1			1	2			2		1	3		28
明治35		3	10		2	3	3						1	1			1					24
明治36		3	12		1	3	4				2	1	1	2			1					30
明治37		3	10		1	11	10				1		2	3			2					43
明治38		3	9		3	12	10			1	2		4	2			2		1			49
明治39		5	13		3	12	9	1	2	2	1	5	2				4		1	1		61
明治40		3	13	1	3	12	9		2	2	1	5	2				7		1	2		63
明治41		5	14	1	3	10	9	1		2	1	5	2				7		1	1		62
明治42		5	16		3	12	9	2	1	1	1	5	2				9		1	1		68
明治43		5	15		5	8	9		1	2	1	6	2				5		1	3		63
明治44		5	12		6	10	8		2	3	1	3	2				5		1	2		60
明治45		4	12	2	5	11	11		4	3	1	4	2				4		1	2		66
大正 2		2	16	2	5	5	3		2	2	1	4	2				5	2				53
大正 3		7	15		5	8	6		3	3	1	3	2				5		2			60
大正 4		5	16		4	6	6		3	3	1	5	2				4		2			57
大正 5		5	13		2	8	6		3	3	1	4	2				5	1	2			55
大正 6		5	13		2	9	5		3	3	1	4	2				4		2			53
大正 7		5	12		2	8	5		4	3	1	4	2				4		2			52
大正 8		5	12		2	7	6		4	3	1	4	2				4		2			52
大正 9		5	12		2	8	5		4	3	1	4	2				4		2			52
大正10		5	12		3	9	6		4	3	1	4	2				4		2			55
大正11		5	13		1	8	6		5	3	1	4	2				2		1			51
大正12		5	12		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1			51
大正13		5	12		1	8	6		5	3	1	4	2				2		2			51
大正14		5	11		1	8	6		5	3	1	4	2				2		1			49
大正15		5	10		1	8	6		5	3	1	4	2				2		1			48
昭和 2		4	11		1	8	6		5	3	1	4	2				2		1			48
昭和 3		4	11		1	8	6		5	3	1	4	2				2		1			48
昭和 4		2	11		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1			47
昭和 5		2	11		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1			47
昭和 6		2	11		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1			47
昭和 7		2	11		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1		1	48
昭和 8		2	11		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1		1	48
昭和 9		2	11		1	8	7		5	3	1	4	2				2		1		1	48
昭和10		2	11		1	8	8		5	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和11		2	11		1	8	7		6	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和12		2	11		1	8	7		6	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和13		2	11		1	8	7		6	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和14		2	11		1	8	7		6	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和15		2	11		1	8	7		6	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和16		2	11		1	7	7		7	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和17		2	11		1	7	7		7	3	1	4	2				2		1		1	49
昭和18		2	11		1	8	7		8	3	1	4	2				2		1		1	51
昭和19		2	11		1	8	7		8	3	1	3	2				1		1		1	49
昭和20		2	11		1	8	7		9	3	1	3	2				1		1		1	50
昭和21		2	10	1	2	8	7		9	3		3					2	1	1		2	51
昭和22		2	9	1	2	7	8		9	3		3					2	1	1		2	50
昭和23		2	10	1	2	7	7		9	3		4					2	1	1		2	51
昭和24		2	10	1	2	7	7		9	3		4					2	1	1		2	51
昭和25					1	7	7		4			1									1	21
昭和26		2	10		2	4	4		10	2		6					3	2	2		2	49
昭和27		2	11		2	4	4		10	2		5					3	2	2		2	49
合計(分類ごと)	213	655	12	119	418	348	8	247	139	41	207	107	2	155	11	62	16	28	2788			

の分類に入れていた簿冊の大半は、赤碕町や矢送村の『簿冊目録』では五年保存として認識されていたものである。昭和の大合併が迫る中、赤碕町や矢送村と異なり、二千冊を越える無期保存簿冊を抱えていた中北条村が、この時期に他の町村を参考に保存年限を切り替えたとも考えられる。むしろ昭和二五年度以前の中北条村の保存分類が県中部の町村では特異な例だったのであろうか。

おわりに

以上のように、非常に少ない資料からしか検討できなかったが、鳥取県中部の旧町村役場の簿冊作成及び保存の実態についてその背景なども含めて明らかにした。

まず、県の東部と大きく異なる特徴として、簿冊の保存年限を挙げることができる。中部の町村役場では保存年限は、僅かな例外を除くと無期と五年保存の簿冊しか設定しておらず、少なくとも四種類の保存年限を設けていた県東部の町村役場とは事情が異なる。

また、明治の中葉以降、県や郡役所が旧町村役場に対して、備置すべき簿冊例を示し、それに対してある程度の差はあるものの、町村側は極力指定された簿冊を作成しようとして努力していた様子が明らかとなった。この点については、

県の東部、西部の旧町村役場についても、改めて分析、比較してみる必要がある。

どの簿冊を無期保存、五年保存とするかは各役場により様々であり、県中部に一般的な傾向が見られるのは、残念ながら、参考に資すべき資料数が少なすぎるため、本稿での断定は避けたい。赤碕町や矢送村の様に、県が作成を促した簿冊が必ずしも無期保存であるとは限らず、むしろ大半が無期保存簿冊として認定されていなかった点を明らかにしたことに留めたい。

この他、各役場の『簿冊目録』の分析から年間に発生する無期保存の表題数はだいたい二五種から三五種程度の間であることが判明した。これは今日の感覚からすると極めて少数であるが、当時の各役場の職員数が今日に比べれば格段に少数であったことを考えれば、むしろ、当時としては平均的な現象であったとも言えよう。ただし、実際には、戸籍関係や戦争関係の簿冊を始めとする多数の簿冊が更に加わるはずである。

文書廃棄については、特に矢送村の場合、五年保存文書の廃棄を、ある時期比較的定期的に行っており、赤碕町や中北条村の場合も廃棄の記録はわずかな例外を除いて記録が残らないものの、不定期的に廃棄が行われていたことを予想させる。今日に比べれば年間に作成される簿冊数は少

数とは言え、職員数もわずかであり、数千冊に及ぶ簿冊を効率的に管理するためには、不定期的な廃棄も当然必要であったはずである。一方で、膨大な紙利用が可能な現在と異なり、昭和の合併以前の町村役場では、罫紙（公用紙）にかかる経費の問題にも細かい配慮が必要だったはずである。現在、旧町村役場から廃棄文書の再利用についての明確な記録は見いだせないが、多くの簿冊が五年保存とされていた一つの要因として、資源（罫紙）の再利用としての文書廃棄ということも考えられるのではないだろうか。

昭和三〇年前後の昭和の大合併時に大規模な文書整理が行われたと言われているが、本稿で取り上げた僅かな例から見てきたのは、昭和の大合併以前の旧町村役場が比較的しっかりと文書管理を行い、多数の有期限保存文書を廃棄してきた姿である。当館が行った市町村役場調査の際、各役場内に残る旧町村役場資料の偏重の原因の一つは、実はこの辺りにあるのではないだろうか。例を挙げれば枚挙に暇がないが、「勸業関係綴」や「兵事関係綴」等の県がその作成を促した簿冊の多くが現在、ほとんどの役場に残されている。大きい理由は、昭和の合併以前に、旧町村役場が比較的しっかりと有期限（五年）保存文書を廃棄してきたからではないだろうか。これらの点について、今後、県の東、西部や他県の例などを参考にしながら、改めて考察

してみたい。

【注】

- (1) 清水太郎「明治・大正期における町村役場の文書管理について——鳥取県東部の事例を中心に——」〔鳥取県立公文書館研究紀要〕第二号、2006。
- (2) 当館フィルム番号C—93—016。
- (3) 『簿冊目録』は、明治三年以前のものとして、「地理二関スル旧分類」（八タイトル、一〇八冊、二つの一括）、「明治十二年」（一タイトル、一冊）、「明治十七年」（二タイトル、五冊）、「明治二十年」（三タイトル、一三冊）、「明治二十二年」（八タイトル、一冊、二つの一括）を載せる。県内に広く残されている天保時代の絵図を含め、いずれも地続帳や地租改正に関係する図面、台帳などで無期保存としてある。
- (4) 例外として、昭和一五年から一七年にかけて、「二年保存」の『工業調査票綴』と昭和一九年から作成の始まった『公用紙配給関係綴』（一七年十二月迄）（十年保存）が記録されている。
- (5) 明治二五年七月二日付鳥取県訓令第一一七号。
- (6) 他府県では、明治二五年五月の内務大臣訓令の結果、「町村簿冊種類員数様式準則」が府県訓令により定められているが、本県では、「町村簿冊種類員数様式準則」やそれに基づく「町村役場簿冊規程」が県の訓令により定められた形跡は見いだせない。旧村役場資料に幾つか残る例から、これら準則、規程の制定に郡役所が介在した可能性が極めて大きい。本県の場合、資料的な制約もあって、この間の事情は不明である（拙論参照）。
- (7) 県東部では、智頭村、日置村に「町村簿冊種類員数様式準則」

が確実に示達されており、この内、智頭村役場はこの準則に基づき、実際に「村役場簿冊規程」を作成した可能性が大きい（拙論参照）。ただし、「町村簿冊種類員数様式準則」は各町村役場が備置すべき簿冊の表題を羅列するだけで、後の鳥取県訓令によって示されるような「記載編綴心得」までは示されていない。

(8) 明治三五年九月一日付鳥取県訓令第五八号では、各役場が備置すべき三九種の簿冊表題及び内容を、明治四一年七月二日付鳥取県訓令第四五号の改正では、四〇種の例を、大正二年九月一四日付鳥取県訓令第四二号の改正で、四三種の例を挙げている（表1参照）。

(9) 「戸籍関係簿」から「当直日誌」までの二二種と「町村条例関係簿」から「文書目録」までの二二種の間には、「以上（戸籍関係簿）から「当直日誌」を指す…筆者注）ハ会計年度ニ依ルモノノ外毎曆年ニ編綴スルモノトス」という一文がある。この文言は、明治三五年の訓令第五八号以降、「簿冊ハ各種名簿、簿冊目録其ノ他特ニ定メタルモノヲ除ク外曆年又ハ会計年度毎ニ編綴スヘシ但シ町村会（区会）成議書綴、町村条例規則綴、例規綴其ノ他紙数ノ少キ簿冊ハ数年分ヲ合纂スルコトヲ得」と変更された上、「備考」として扱われるようになる。

(10) 明治三五年九月一日付鳥取県訓令第五八号。この訓令では、各簿冊の作成について、それ以前の「町村簿冊種類員数様式準則」が簿冊の表題を羅列するだけなのに対して、簿冊内容に対する細かい指示がなされている。

(11) 中嶋久人「上福岡市行政文書の成立過程（2）」（『きんもくせい』第6号、2000年）。中嶋氏は埼玉県旧福岡村の近世か

ら明治三十八年までの簿冊の表題別作成数を挙げては、明治三十二年から三十八年にかけては大半の年が百種を超えているという。

- (12) 明治三十五年九月一日付鳥取県訓令第五八号第一項には、「本令規定ノ外町村ニ於テ別ニ簿冊調製ノ必要アルトキハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ」とあり、規程外の簿冊の調製については、郡長の認可を必要とした。これは明治四一年七月二一日付鳥取県訓令第四五号により「町村ニ於テ特ニ必要アル場合ハ前項以外ノ簿冊ヲ設クルコトヲ得」と改正され、これ以降、簿冊の調製には郡長の認可は必要なくなる。

- (13) 「東伯郡赤碕町明治三十三年事務報告」は、「明治三十四年八月 長官管内巡視一件書類 知事官房」(鳥取県立公文書館蔵)に綴られている。

- (14) 「戸籍法」(明治三一年六月一五日付法律第二二号)及び「戸籍法取扱手続」(明治三一年七月二三日付司法省訓令第五号、同年同月一六日施行)の改正により、戸籍事務の主管庁は内務省から司法省に変わり、戸籍事務の監督は、「戸籍役場」を管轄する区裁判所判事又は監督判事が行うものとされた。この他、戸籍事務は戸籍吏が管掌し、戸籍役場で取り扱うものとされた。

- (15) 「戸籍法」は大正三年三月二一日付法律第二六号により、また「戸籍法施行規則」は大正三年十月三日付司法省令第七号により改正された。これらは大正四年一月一日付で施行された。

- (16) 中部で現在確認できる旧町村役場作成の戸籍関係簿冊目録は、上中山村役場(現、大山町中山支所)の二点だけである(口絵参照)。大山町は現在、西伯郡に属するが、上中山村は昭和三

二年の市町村合併(昭和三〇年に上中山村は下中山村と合併し東伯郡中山村となる)以前までは東伯郡に属し、同郡内では最も西に位置した村の一つであった。二点の簿冊目録の内、まず「帳簿原簿」(明治四五年七月改製、東伯郡上中山村戸籍役場)は、大正一二年二月の簿冊保存簿に関する通達を受け、簿冊目録の改製が行われるまで利用されている。保存年限は、永久(表題数六〇種)、五〇年保存(五種)、三〇年保存(二二種)、一〇年保存(二四種)、二年保存(一五六種)、五年保存(一〇種)、二年保存(七種)と多岐にわたっており、無期保存と五年保存しか存在しない庶務、租税、会計等の簿冊の扱いは大きく異なる。もう一点の「簿冊保存簿」(大正一三年七月改製、東伯郡上中山村役場)は、前述の「帳簿原簿」を改製したもので、昭和二五年度まで使用されている。保存年限は、永久(六九種)、うち二種は「三ヶ年へ」とある)、三〇年保存(二八種)、五年保存(三二種)、三年保存(一一種)、二年保存(二八種)と、「帳簿原簿」のものと保存年限の点で若干異なる。二点とも廃棄年月日欄を利用している。戸籍関係については、大正初期から市町村役場が扱うこととなるものの、他の簿冊と扱いが異なっており、詳細な分析は別の機会に譲りたい。

- (17) 大正二年九月十四日付鳥取県訓令第四二二号。
(18) 赤碕町の場合、大正一五年に各種の例規綴が多数作成されている。これは、郡役所の廃止とそれに伴う町役場への業務委譲による現象かもしれないが、これら例規綴も現物が確認できず、詳しい内容及び例規綴作成の背景は不明である。
(19) 「町村役場処務規程準則」は、明治二五年七月二一日付鳥取県訓令第一一七号に載る。

- (20) 気高郡や八頭郡内の町村役場はほぼ同じ体裁の庶務規程を一斉に作成し、郡長宛に提出している(拙論参照)。

- (21) 明治三三年と二五年は全て無期保存である。また、明治二四年は、「五年保存」が一冊だけ存在する。明治二五年以前にも「五年保存」が設けられていた可能性があるが、実際には、「簿冊目録」の編綴を開始する明治四三年一二月の段階で、明治二五年以前の有期限保存文書はほぼ全て廃棄されたものと考えられる。

- (22) 例えば、昭和七年度には、「学事」、「衛生」、「勸業」、「土木」の各関係綴は作成されていないが、前後の状況から実際には作成されていたはずである。この他、昭和一一年度と二一年度には、「出勤簿」、「宿直日誌」が作成されていないが、これも前後の状況から実際には作成されていたと思われる。このような状況は他にも見られる。

- (23) 赤碕町の場合、大正一一年度以降、「鳥取県令綴」、「鳥取県訓令綴」、「鳥取県告示綴」は「鳥取県令・訓令・告示綴」と一本化され、作成が行われなくなる昭和五年度までこの体裁を取

- (24) 後に赤碕町と合併する旧成美村役場資料の中には、赤碕町役場の「簿冊目録」には見られない兵事に関係する簿冊表題が見られる。また、西部の例だが、旧大山村役場(現大山町)には、大量の兵事関係の簿冊が残る。これらの簿冊は大山村役場だけで作成された特殊なものではなく、県内、または全国的、一般的に作成されていたはずであるが、これらに類する簿冊表題は赤碕町役場の「簿冊目録」中には見えない。

- (25) 「簿冊目録」の表紙に朱筆で「第一六七号」とあり、明治四二

年度の個所に、「第一六七号、簿冊目録、一、無期、三十九年分」とある。

- (26) 明治三九年度から大正五年度まで通算五二四点の簿冊に通し番号が付される。

- (27) 適合率が六〇%を超えるのは、明治四四年度と大正五年度のわずかに一回だけである。

- (28) 「鳥取県令綴」は、明治三九年、大正三、五、七年の四回、「鳥取県訓令綴」は明治三九年、大正五年、八年の三回しか「簿冊目録」に記録されない。一方、明治三九年の項には、「鳥取県令綴」、「鳥取県訓令綴」とも簿冊名のすぐ下に「自明治三十九年至」と墨書があり、数年分を一括して綴っていた可能性もある。

- (29) 「簿冊目録」に記録される「鳥取県公報綴」は、昭和五年、七、八年の三回だけである。

- (30) 明治二五年七月に県が設定した「町村役場処務規程準則」では、最終条に「保存期限満了ノ文書ハ町村会ノ議決ヲ経テ之ヲ廃棄ス。…」とあり、これは、その後の改正でも削除されることなく示された(拙論参照)。

- (31) 各町村役場が備置すべき簿冊を例示した明治三五年九月一一日付鳥取県訓令第五八号は、大正二年九月一四日付鳥取県訓令第四二二号により改正されたが、簿冊編綴の改正についての指示はない。また、明治四五年一月二五日付鳥取県訓令第二二号で県が各町村役場に示した「町村役場処務規程準則」中にも簿冊の改定を促すような項目はみられず、中北条村役場の「簿冊目録」の改正は、県の訓令等の影響によるものではないと思われる。

- (32) 明治二五年七月二一日付鳥取県訓令第一一七号及び明治四五

年一月二五日付鳥取県訓令第二号。なお、これら訓令の淵源は、直接には明治二十一年一月四日付鳥取県第一号達「戸長役場処務規程」にまで遡り得る。「戸長役場処務規程」は、第一条で役場の専掌を「庶務」、「租税」、「会計」の三つとする。明治二十五年七月の県訓令第一一七号では、第一章「分掌」の第一条には「庶務係」と「租税係」しかなく、租税係の中に「会計事務二関スル事項」が含まれ、「会計係」は存在しないことになっている。明治四五年の県訓令第二号の第一条には「本役場二庶務係、税務係、会計係ヲ置ク其ノ掌理スル事務ノ概目左ノ如シ」とあり、各係の執務事項が列挙されている。

(33) 拙論参照。

(34) 「摘要」欄を利用した数少ない例として、昭和二〇年度の「兵事関係綴」の「摘要」欄に、「昭和二十年八月十六日午後二時命により全部焼却す」との記載がある(口絵参照)。

(35) 例えば、表14からも明らかのように、中北条村役場では、「衆議院県会郡会町村会区会議員選挙関係綴」から「簿目録」まで、実際に作成が確認される簿冊はわずかに四例だけである。